

議第 1 1 号議案

「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(拉致被害者支援法)等の改正を求める意見書

「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(拉致被害者支援法)等の改正を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 1 6 日

提出者 ふじみ野市議会議員

小 高 時 男

賛成者 ふじみ野市議会議員

山 田 敏 夫
原 田 雄 一
小 林 憲 人
大 築 守
伊 藤 美枝子
民 部 佳 代
加 藤 恵 一
金 濱 高 顕

ふじみ野市議会

議 長 西 和 彦 様

「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）等の改正を求める意見書

昭和49年に上福岡市（現・ふじみ野市）在住の渡辺秀子さんの長女・高敬美（コ キョンミ）さん（当時6歳）と長男・高剛（コ ガン）さん（当時3歳）が北朝鮮職員によって拉致される事件が発生しました。

日本政府は、平成19年4月27日、北朝鮮に対し本件について「拉致は重大な主権侵害」であると抗議するとともに2児の日本への帰国を求めています。拉致されたこの姉弟が当時の国籍法の規定によって、日本国籍を有していなかったことから、横田めぐみさん拉致事件のように「日本政府認定」の拉致事件とはされず、警視庁と兵庫県警の捜査に基づいた日本の警察庁による「警察認定」の拉致事件とされ、国民の認知度も低い状況です。

現在の「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）及び「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（拉致被害者支援法）では「日本国民」の拉致のみを対象にしていることから、この姉弟の安否等について充実した情報提供や拉致の実態解明等が進まず、また家族に対する国の支援等も受けられない状況にあります。

よって、国会において「日本国民とその家族」が上記法律の適用となるよう改正されることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長